運輸安全委員会は、平成29年7月27日(木), 船舶事故等調査報告書19件(うち重大【東京】事案1件)を、ホームページで公表しました。

事故等19件のうち,事故18件の内訳は,乗組員の死亡等11件,船舶間衝突2件,消波ブロック等への衝突2件,火災2件,沈没1件,またインシデント1件は,運航不能(機関故障)です。

このうち重大【東京】事案1件 [水中翼旅客船が航行中に海洋生物と衝突し、旅客等複数の方が負傷した事故] の概要は, 別紙のとおりです。

公表された事故等調査報告書を基に,当協会の責任で編集しましたので,ご参考にしてください。 なお,詳細は,運輸安全委員会のホームページでご確認願います。

(http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2017/MA2017-7-1 2016tk0005.pdf)

また,同時に公表した軽微事案24件の内訳は,防波堤等への衝突6件,船舶間衝突5件,乗揚5件,施設等損傷2件、浸水1件,転覆1件,死傷等1件であり,インシデント3件の内訳は,運航不能3件(機関故障2件,燃料供給不能1件)です。

運輸安全委員会事故調查報告書

旅客船 ビートル 衝突(海洋生物)事故

事故概要 韓国釜山港と福岡県博多港間を定期航路とする旅客

船(164トン, 旅客定員200人, 7人乗組)が, 旅客184人 を乗せ, 水中翼揚力によって船体を浮上させ, 長崎県 対馬市上島北西方沖を約40/ットの速力で航行中, 海洋 生物に衝突し, 旅客・客室乗務員9人が重軽傷を負っ

た。

発生日時 平成28年1月8日(金)09:54ごろ

発生場所 長崎県対馬市上島北西方沖

三島灯台から325°18.2海里付近

負傷者 旅客3人が重傷(腰椎圧迫骨折等)

旅客4人及び客室乗務員2人が軽傷

損 傷 船首部衝撃吸収装置の伸び

〈原因〉

鯨類目撃情報・減速海域設定状況などの情報を得ていながら、船長が鯨 類警戒航行を指示せず、見張りの強化が行われずに航行したこと

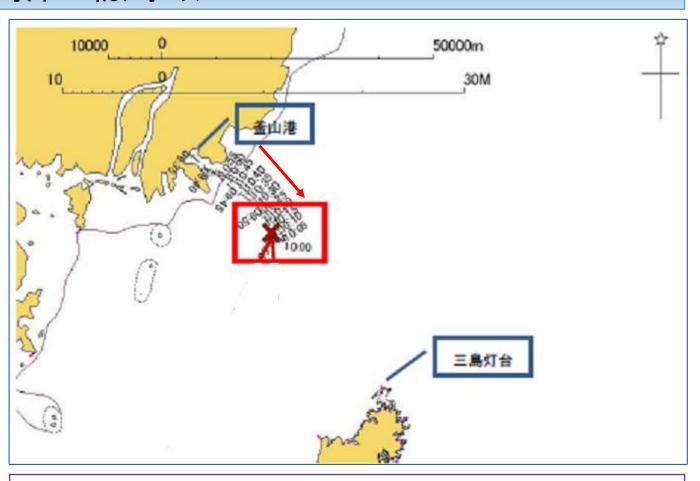
〈関与要因〉

船舶所有会社が.

- ① 鯨類警戒航行の実施要領を安全管理規程に定めて周知していなかった
- ② 減速航行実施に伴う許容される遅延時間(5分)を伝えていた
- ③ 鯨類警戒航行の実施状況の把握をしていなかった

〈被害の原因〉

シートベルトの未着用又は適切な着用をしていなかったこと, テーブルが 展開していたこと, 肘掛けの緩衝材が設置されていなかったこと, ワゴン 販売を中止しなかったこと



<船舶所有会社への勧告>

- ① 鯨類警戒航行の実施について、安全管理規程で定めること
- ②各船に対し、設定した減速海域における鯨類警戒航行を励行させること
- ③各船における鯨類警戒航行の実施状況が把握できる管理体制を構築すること
- ④各室内における緩衝材の取付及び鯨類警戒航行時のテーブルの格納等を進めること

※本事故調査報告書はH29.7.27に公表されました。詳細は、運輸安全委員会のHPでご確認ください。